

## 議事要旨(1) 実務対応報告公開草案「厚生年金基金に関する交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」について

初めに、秋葉統括研究員から、資料「厚生年金基金に係る交付金の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に基づき説明がなされ、これに対する委員等からの質疑応答がなされた。

- ・ 厚生年金基金に係る交付金の会計処理については、昨年春より議論を重ねてきており、専門委員会では一部反対の意見もあったが、一定の方向付けがされた。今後は企業会計基準委員会における議論に委ね、実務対応報告の開発を行っていくことにする。
- ・ 議論の過程において、交付金の会計処理のみならず、法改正により厚生年金基金に対しての会計基準の適用を見直すべきという意見もあったが、このような意見についてはなお検討を要することもあり、現行の会計基準の下で、以下のような当面必要とする会計処理を示すこととした。
- ・ Q1 法改正と交付金の受取  
厚生年金本体との財政中立化のために法改正が行われ、一定の場合に厚生年金基金は政府から交付金を受け取ることとなり、財政計算上、厚生年金基金が負う債務は、加算部分については数理債務、代行部分については最低責任準備金として取り扱われることになった。
- ・ Q2 交付金の会計処理  
厚生年金基金制度についても、1つの退職給付制度とみなして、母体企業は、代行部分も含め全体として退職給付債務及び退職給付費用の計算を行い、交付金は、従業員からの拠出部分のように、母体企業以外からの拠出がある場合の処理としては同様に考えられるため、交付されるつど、政府から承認の通知を受けた段階で、退職給付費用から控除することになると考えられる。
- ・ Q3 交付金の開示  
その他の退職給付費用に関する事項として、当該交付金の額を記載することとする。その他の開示事項では、a案として、何も開示しないという案と、b案として、今回の法改正により、厚生年金基金の財政計算上、厚生年金基金が負う債務は、最低責任準備金として取り扱われることが明らかになったことを踏まえ、厚生年金基金制度における代行部分に係る退職給付債務に重要性がある場合には、当該退職給付債務の額及び最低責任準備金の額を注記することが適当であると考えられるとする案が提示されているが、専門委員会においては、a案の意見が多かった。

これらに対する委員等からの主な発言は以下のとおりである。

- ・ 方向性として、現在の案でよい。
- ・ 今回の法改正の趣旨は財政中立化の観点であって、代行返上したものとしていないものの負担の公平性がとれているのかどうかが取扱いに反映されていないと思われる。
- ・ 今回の法改正により、法形式も経済的実態も最低責任準備金を上回るというリスクは発生しないはずである。それを会計がどう捉えるかという問題であり、できる限り真実を表せるよう会計を考えていただきたい。
- ・ <参考>が本文において掲載されており、在外子会社やソフトウェアの会計処理の<参考>と取り扱われ方が異なっているように思える。
- ・ Q3については、a案に賛成であり、理由は、開示項目は現在任意であるが、それを強制適用にすると、実務上も負担が大きくなるのではないかと、また、実務対応報告のレベルで、強制できないのではないかと。

これらの意見につき、事務局から、今回の改正を会計上どう取り入れるかについて、最低責任準備金を上回るリスクがなくなったということにより、現行の基準を見直すまでには至らず、認識のタイミングの問題として、交付金を受け取るごとに認識することとし、現行の基準に即した当面の扱いを示すこととした旨の説明があった。

また、<参考>は専門委員会での議論の中での意見であり、実務対応報告では結論の背景等がないために、<参考>という形式で反映しているという説明があった。

上記の意見等を踏まえ修正を行い企業会計基準委員会でさらに審議することとされた。

以 上